

【あ】**アダプト制度**

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。

エコカー

エコロジーカーの略。エコカーの種類は、無公害車と低公害車に分けられる。無公害車は、まったく温室効果ガスを排出しない車。低公害車は、温室効果ガスを大幅に削減した車のことをいう。排気ガスを全く排出しない、または排出しても量が少ない車をクリーンエネルギー自動車という。ガソリンや軽油の代わりに何を燃料とするかにより「電気自動車」「天然ガス自動車」「メタノール自動車」「水素自動車」といった種類がある。ガソリンエンジンと電動モニターを組み合わせた「ハイブリッド自動車」もクリーンエネルギー自動車として分類されている。

NPO（エヌピーオー）

Non Profit Organization の略。「非営利組織」または「非営利団体」。現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問わない。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

【か】**開発許可制度**

都市の周辺部における無秩序な市街化を防止し、良質な宅地水準を確保するため、開発行為をしようとする場合、都市計画法第 29 条等の規定により、あらかじめ知事の許可等を受ける制度。

風の道

ドイツのシュトゥットガルト市の都市計画で採用されたヒートアイランド現象対策のひとつ。郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作り、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方にに基づき、道路幅の拡張等の対策を計画的に実施している。

郷土環境保全地域

優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため「千葉県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域が指定されている。

【さ】

里山

かつては、人里近くの薪や炭などを得る農用林を里山と呼んでいたが、現在では、農用林（里山林）のほか、田畑や川沼、草地、そして人々の住まう家々を含む、農村環境全体をさす。

自然エネルギー

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー。

指定管理者制度

従前の管理委託制度では、公の施設の管理は公共団体や地方公共団体の出資法人等に限定されていたが、指定管理者制度では、管理者の範囲を出資法人等に限定せず、民間の団体でも管理を行うことができる制度。

市民農園

小面積の農地を利用して一般市民が野菜や花を育てるための農園のこと。市民農園の開設は、市町村、農協、農地を所有している農家等が行っており、開設の形態は、「市民農園整備促進法によるもの」、「特定農地貸付法によるもの」、「農園利用方式（法に基づかないもの）によるもの」の3種類に分けられる。

市民の森

各都道府県や市町村により設けられた都市計画緑地の一つ。

（参考）市民緑地制度：土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度（都市緑地法第55条）

住区基幹公園（地区公園、近隣公園、地区公園）

地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

街区公園：もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

樹木医

樹木の診断及び治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及及び指導を行う専門家。「樹木医」の名称は（財）日本緑化センターによる資格審査に合格し、登録した者のみが使用できる。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村長が指定し管理する河川のこと。

蒸散作用

光合成の際に植物が根から吸収した水を、葉の気孔という穴から水蒸気として出していること。

生産緑地

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的として都市計画で指定した地区。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

総合設計制度

都市計画で定められた制限に対して、建築基準法で特例的に緩和を認める制度の一つで、公開空地の確保により市街地環境の整備改善に資する計画を評価し、容積率、高さ制限、斜線制限などを緩和するもの。

【た】

多自然川づくり

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地区計画制度

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化することができ、各街区の整備及び保全を図る。

千葉県里山条例

正式名称は「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」。平成15年3月7日公布、同年5月18日に施行。適正な役割分担の下に県民全てが里山に関わるとともに、余暇や教育に係る活動の場等として里山の活用を進めることにより、人と里山との新たな関係を構築し、豊かな里山を次の世代に引き継ぐことを目的としている。

千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的としている。

低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として計画決定を行う。面積により決定主体が異なり、10ha 以上の場合は都道府県が決定、指定都市にあっては、指定都市が決定する。10ha 未満の場合は、市町村が決定する。

都市計画区域

都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。

都市計画マスタープラン

都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン。作成に当たっては、必ず住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの。

都市公園

都市公園法第2条及び都市計画法第11条第1項～第2項に該当する土地で、同法では「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場など」を備えた敷地としている。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

都市緑化月間

国及び地方公共団体が主催し、広く国民の理解と協力を得て、都市における緑の保全・創出や都市公園、街路樹の整備等を推進し、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを展開するための行事。毎年秋期に開催されている。

都市林

主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園。都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。

【な】

成田市緑化推進指導要綱

市における緑化の推進に関して必要な事項を定め、緑豊かであるおいのある都市環境を創出し、健康で文化的な都市生活の向上に資することを目的としている。事業の区域が0.3ヘクタール以上となる場合、事業区分ごとの緑化率を確保することが定められている。

ネーミングライツ

命名権。命名権とは、広義では人間・科学的な新発見（生物、元素など）・事象・施設・キャラクターなどに名称をつけることのできる権利。この中で、施設命名権においては英語でネーミングライツ（Naming Rights）と呼ばれ、スポンサー企業の企業名や製品名などのブランド名を付けることのできる権利。

市では中台運動公園を平成21年4月から平成26年3月まで施設命名権導入により愛称を「サウンドハウス・スポーツセンター」としている。

【は】

バリアフリー

身体障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。

バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。平成18年6月21日に公布、同年12月20日に施行。公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」と建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を統合・拡充した法律。

ビオトープ

ドイツ語 BIOTOP。生きもののすみか。生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

保安林

木材を供給するとともに、水を貯え、山崩れなどの災害を防ぎ、津波・高潮の被害を軽減したり、私達の生活に多くの恩恵を与えている森林のなかで、特に重要な役割を果たしている森林について、「保安林」に指定し、森林の機能を高めるための森林の整備を図っているもの。

【ま】

緑のカーテン

緑のカーテンは、アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげるなど、様々な効果の期待できる「地球に優しい自然のカーテン」。

【や】

谷津田

谷地にある水気の多い湿田を指し、「谷地田」または「谷戸田」ともいう。関東地方に多く分布している。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

ユニバーサルデザイン

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。

【わ】

ワークショップ

原義は、「作業場」や「工房」であるが、教育や学習の場面で用いられる場合には、一連の流れをもった学びの様式、もしくは場として理解される。参加体験型グループ学習と意識されることもあり、一方通行的な知識伝達型の学びに対置する。体験学習法を取り入れ、主体的に参加する学習者が、経験や知識を共有しながら互いに学び合うことを特徴とする。